

働く婦人の家設置一覧

名 称	設置主体	所 在 地	(千)
苫小牧市婦人ホーム	苫小牧市	北海道苫小牧市旭町15	053
帯広市婦人センター	帯広市	〃 帯広市西7条8-1-4	080
室蘭市勤労婦人センター	室蘭市	〃 室蘭市栄町2-20	051
函館市働く婦人の家	函館市	〃 函館市東川町25-4	040
日立市婦人の家	日立市	茨城県日立市鮎川町1-1-10	316
栃木市働く婦人の家	栃木市	栃木県栃木市日の出町14-36	328
群馬県働く婦人の家	群馬県	群馬県桐生市錦町2-10-19	376
川越市婦人会館	川越市	埼玉県川越市脇田新町10-2	350
埼玉県坂戸働く婦人の家	埼玉県	〃 入間郡坂戸町千代田32-1	350 ⁰²
八王子市婦人センター	八王子市	東京都八王子市子安町588	192
神奈川県勤労婦人会館	神奈川県	神奈川県川崎市南幸町3-157	210
見附市働く婦人の家	見附市	新潟県見附市学校町3-1-68	954
宇ノ気町働く婦人の家	宇ノ気町	石川県河北郡宇ノ気町宇気141	929 ¹¹
七尾市婦人センター	七尾市	〃 七尾市袖江町八部	926
鯖江市勤労婦人会館	鯖江市	福井県鯖江市三六町175-1	916
山梨市働く婦人の家	山梨市	山梨県山梨市小原西955	405
岡谷市働く婦人の家	岡谷市	長野県岡谷市本町4-1-39	394
松本市働く婦人の家	松本市	〃 松本市中央4-1249-2	390
三島市働く婦人の家	三島市	静岡県三島市大宮町1-8-38	411
愛知県尾西勤労婦人ホーム	愛知県	愛知県尾西市東五城大平裏38	494
岡崎市勤労婦人会館	岡崎市	〃 岡崎市伊賀町字峠41	444
西尾市働く婦人の家	西尾市	〃 西尾市錦城町178-1	445
大阪府立勤労婦人ホーム	大阪府	大阪府岸和田市加守町4-28-25	596
西脇市働く婦人の家	西脇市	兵庫県西脇市西脇801-52	677
神戸市立働く婦人の家	神戸市	〃 神戸市長田区日吉町3-11-1	653
伊丹市働く婦人の家	伊丹市	〃 伊丹市御願塚字池の上117-1	664
倉敷市立児島働く婦人の家	倉敷市	岡山県倉敷市児島小川3-11-43	711
福山市婦人福祉センター	福山市	広島県福山市草戸町井上新開2276-1	720
白鳥町働く婦人の家	白鳥町	香川県大川郡白鳥町湊1810	769 ²⁷
今治市働く婦人の家	今治市	愛媛県今治市今治村甲301-1	794
福岡県働く婦人の家	福岡県	福岡県北九州市八幡区本町4	805
別府市婦人会館	別府市	大分県別府市大字北石垣ワラヤ5041	874

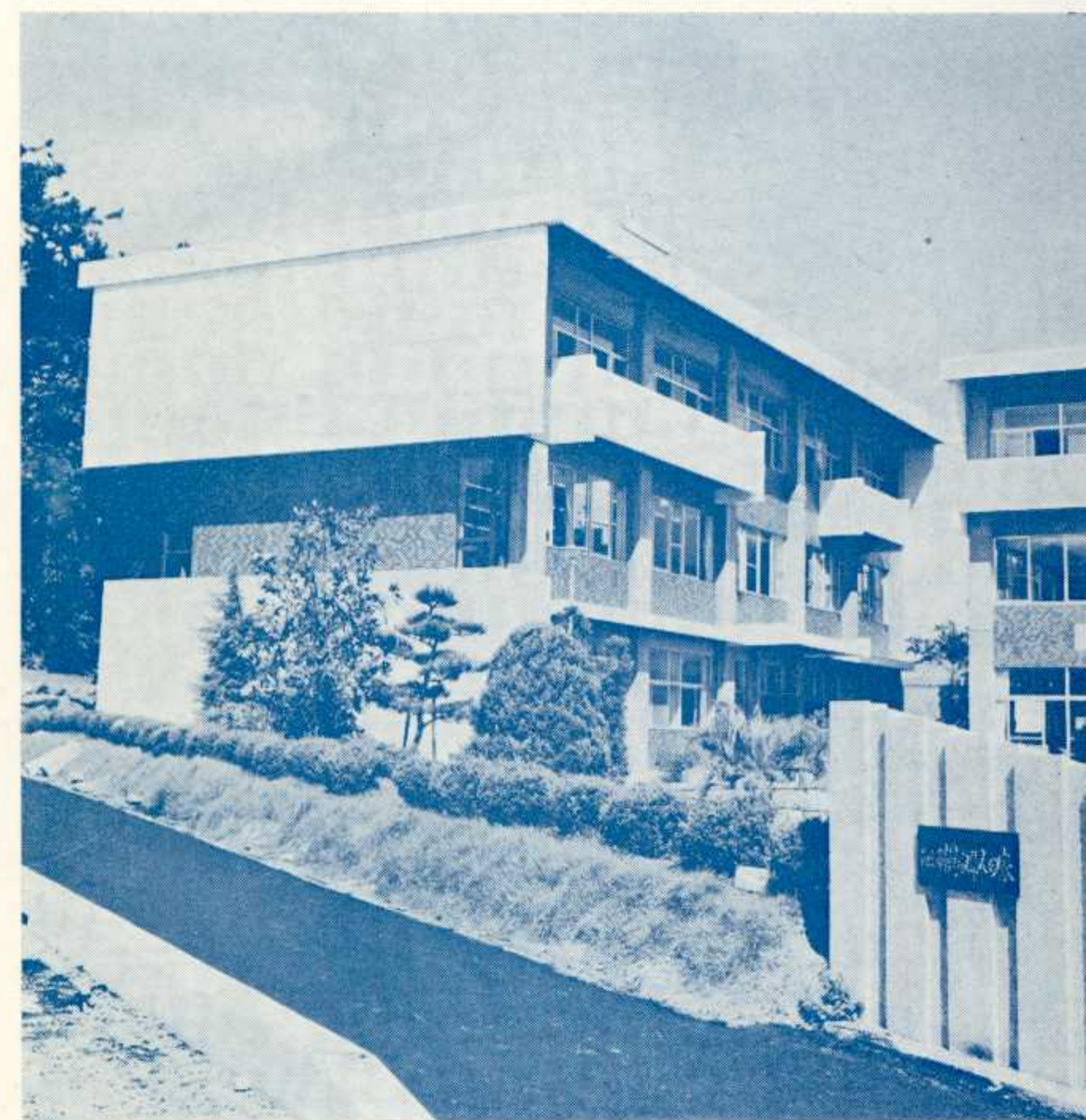
47年度設置予定

名寄市働く婦人の家(北海道)
青森市働く婦人の家(青森県)
盛岡市働く婦人の家(岩手県)
石巻市働く婦人の家(宮城県)

大曲市働く婦人の家(秋田県)
郡山市働く婦人の家(福島県)
敦賀市働く婦人の家(福井県)
鳥取市働く婦人の家(鳥取県)

働く婦人の家の

しおり



労働省婦人少年局

1972年

働く婦人の家とは

- 働く婦人の生活をより豊かにするための 福祉施設です
- 職業生活や 家庭生活に必要な援助を行なう施設です
- そして 教養 憩いレクリエーションの場でもあります
- また 勤労者家庭の主婦も利用することができます

勤労婦人福祉法

(第13条) 地方公共団体は 必要に応じ

働く婦人の家を設置するように努めなければならない

2 働く婦人の家は 勤労婦人に対して 各種の相談に応じ 及び必要な指導 講習 実習等を行ない 並びに休養及びレクリエーションのための便宜を供与する等勤労婦人の福祉に関する事業を総合的に行なうことを目的とする施設とする

3 労働大臣は 働く婦人の家の設置及び運営についての望ましい基準を定めるものとする

働く婦人の家の運営

- 施設の利用方法 その他運営に関する基本的なことは 設置主体が条令・規則等で定めます
- 運営委員会
設置主体・関係行政機関の職員・利用者の代表・学識経験者からなる運営委員会が設けられます
- 働く婦人の家 の職員として 館長(婦人) 指導員 保母等の専門職員や 事務職員 用務員等がおかれます

勤労婦人福祉法

第14条 働く婦人の家には 勤労婦人に対する相談及び指導の業務を担当する職員(働く婦人の家指導員)を置くように努めなければならない

2 働く婦人の家指導員は その業務について 熱意と識見を有し かつ 労働大臣が定める資格を有する者のうちから 選任するものとする

働く婦人の家の設備

相談室・談話室・図書室・託児室・講習室・割ぼう室・宿泊室等が設けられています

「働く婦人の家」とは――

設置について

働く婦人の家はこのような事業をします

○ いろいろな相談に応じます

職業生活や家庭生活 育児等についての相談を受け 指導や援助をします

○ 家庭生活技術の指導をします

家庭経営 生活設計 消費経済 衣食住や育児などについての知識や技術をたかめるための指導をします

○ 託児室があります

「働く婦人の家」を利用されるお母さん方が 講習会や サークル活動に参加されている間 お子さんを預かります また 働くお母さん方のために 託児室も設けてあります

○ レクリエーションや グループ活動の指導 援助をします

茶道 華道 手芸 バレーボール フォークダンス コーラスなどの指導や援助をします



割烹室における料理実習



託児室における託児風景

○ 休養や話合いの場となります

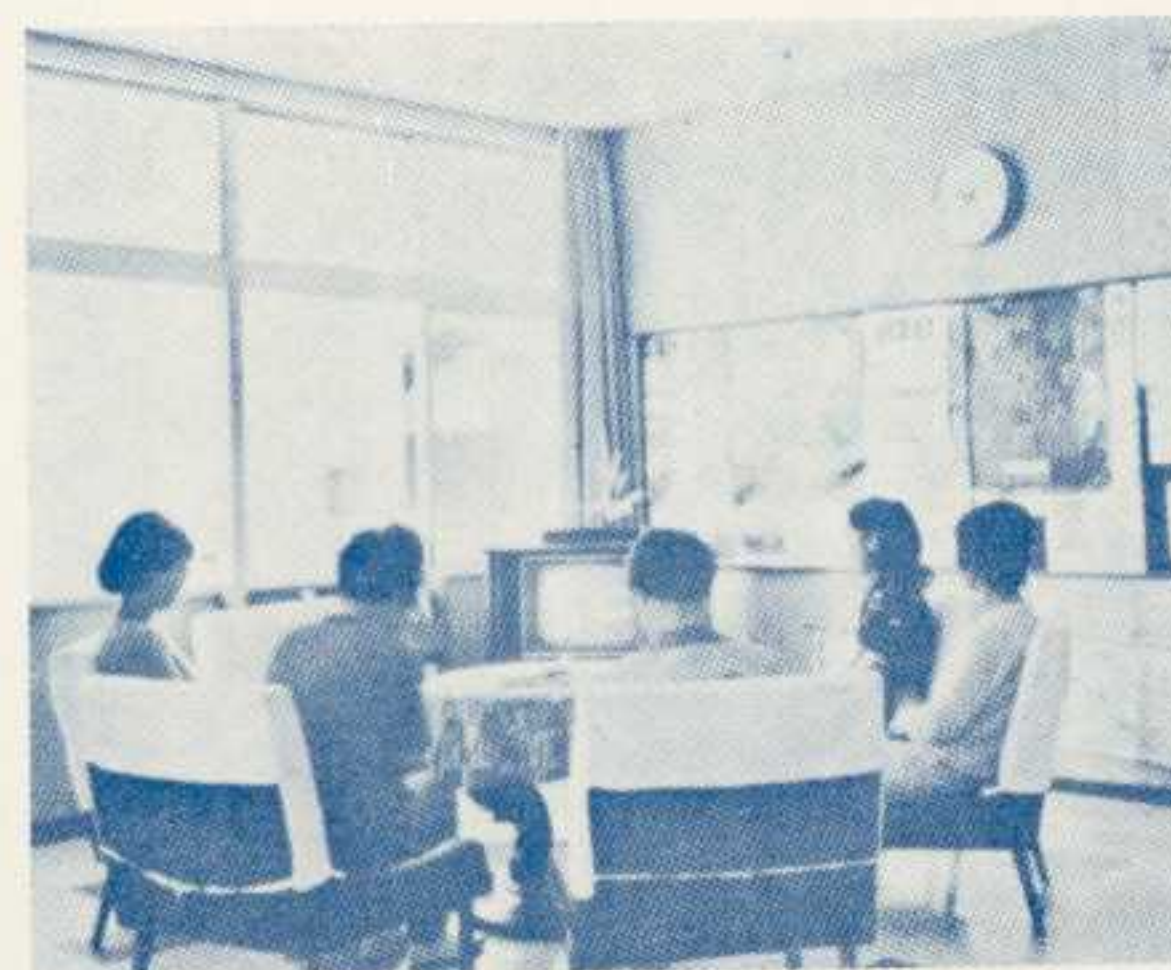
寄宿舍生活の人が両親と泊まって家庭生活の雰囲気味わったり
また 仲間と集まって話しあいをしたりする場となります

○ 講演会 講習会 座談会などを開催します

女性のための法律講座や勤労婦人大学 料理など教養を高めるための講習会 また 謄写筆耕等実務的な職業講習会などを開いたり
働く婦人の懇談会や新卒者座談会などを行ないます

○ 資料や器具などの展示をします

家庭生活上の基礎的な知識や 新しい生活技術等についての資料
器具などを 目でみて勉強できるように展示します



談話室でいこいのひととき



講習室における書道教室

働く婦人の家の設置について

施設の規模

その地域の労働者数等に応じてA級 B級の2種類があります

区 分	建物延面積	主要構造部
A 級	650m ² 以上	鉄筋コンクリート造り
B 級	600m ² 以上	コンクリートブロック造り

国庫補助

設置費の国庫補助はA級施設 750 万円 B級施設 550 万円の 定額補助です

その他の援助措置

- 設置主体が「市」の場合には 通常 府県からも国庫補助と同額程度の補助を受けています
- 「中小企業退職金共済事業団資金」による地方債の引受けが利用できます
(利率年7分 償還期限10年以内)

設置の手続

■ 設置要望書が必要です

設置の計画がある場合には 設置計画の概略（設置年度 建設予定地 建物の構造規模 建設資金計画 設置事由 その他必要な事項）を記載した設置要望書を労働大臣あて提出してください（設置主体が市である場合は 都道府県知事の副申を添付することになっています）

■ 補助金交付申請書が必要です

補助金交付の段階になりましたら 補助金交付申請書を所定の様式により 労働大臣あてに提出するようになります

◇ 詳細については 下記へお問合せください

■ 労働省婦人少年局婦人労働課
東京都千代田区大手町1の3の1
電 話 (211) 7 4 5 1
(内線 258 ~ 260)

■ 婦 人 少 年 室

■ 都道府県労政課